



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 富山労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

## Press Release

報道関係者 各位

令和3年 11月 18日

【照会先】

富山労働局雇用環境・均等室

室長 山口 覚史

室長補佐 竹内 睦美

電話 076(432)2740

### 育児休業制度等に関する特別相談窓口を設置いたします！

～令和4年4月より段階的に育児・介護休業法が改正されます～

富山労働局(局長 杉 良太)は、育児・介護休業法の改正(令和4年4月1日より段階的に施行)に伴い、内容の周知徹底と円滑な施行に向けて事業主(社会保険労務士会及び労働保険事務組合を含む)や労働者、このほか育児や家族介護を行う労働者と接する機会がある者等を対象として、特別相談窓口を設置し、相談を受け付けます。

また、企業の人事労務担当者向けの説明会の開催を予定しております。

#### 1 育児休業制度等に関する特別相談窓口の開設(資料1)

期間 令和3年11月22日(月)～令和5年3月31日(金)

相談窓口 富山労働局雇用環境・均等室 TEL 076-432-2740

(富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階)

受付時間 9時～17時 ※土日祝を除く

相談内容の例

- ・新設される産後パパ育休や、分割取得等について
- ・労働者への個別周知の方法等について
- ・男性労働者の育児休業取得促進に関する取組について 等

#### 2 改正育児・介護休業法に関する説明会の開催(資料2)

※職場におけるハラスメント対策に関する説明会の中で改正法についても説明いたします。

日時 令和3年12月7日(火)、12月9日(木) 14:00～15:40

場所 7日(火)ボルファートとやま2階 真珠の間

9日(木)富山県高岡文化ホール 多目的ホール

#### 《添付資料》

資料1 特別相談窓口設置リーフレット

資料2 改正育児・介護休業法説明会(ハラスメント対策説明会)チラシ

資料3 育児・介護休業法 改正のポイント